

建設工事の調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

令和4年 4月28日

大崎市総務部財政課

公共工事の低入札における、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止し、公共工事の品質確保を図るため、低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び「数値的判断基準」並びに最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定方式について、国に準じて見直しを行いました。

1 改正の概要

調査基準価格、数値的判断基準及び最低制限価格の算定方式を改正したもの。

	【改正後】	【改正前】
【低入札価格調査制度】		
○調査基準価格		
①～④の合計額（千円未満切捨て）		
設定範囲：設計額の	変更なし	75～92%
①直接工事費の	97%	97%
②共通仮設費の	90%	90%
③現場管理費の	90%	90%
④一般管理費等の	68%	55%
○数値的判断基準		
入札価格の①～④に対応する経費のいずれかが、①～④の基準（千円未満切捨て）を下回る場合は、落札不相当とする。		
①直接工事費基準 直接工事費の	92%	92%
②共通仮設費基準 共通仮設費の	85%	85%
③現場管理費基準 現場管理費の	85%	85%
④一般管理費等基準 一般管理費等の	63%	50%
【最低制限価格制度】		
○最低制限価格		
①～④の合計額（千円未満切捨て）		
設定範囲：設計額の	変更なし	75～92%
①直接工事費の	97%	97%
②共通仮設費の	90%	90%
③現場管理費の	90%	90%
④一般管理費等の	68%	55%

2 適用日等

令和4年5月1日以後に公告又は見積依頼通知される建設工事の入札について適用します。

3 その他

この見直しにより「大崎市低入札価格履行能力確認調査実施要領」の一部を改正し、令和4年5月1日以後に公告又は見積依頼通知される建設工事の入札について適用します。

なお、「大崎市低入札価格履行能力確認調査実施要領」の内容は、大崎市公式ウェブサイトに掲載している「大崎市例規集」から閲覧できますが、今回の改正に伴うデータの更新に時間を要することから、現在掲載されている内容が改正前のデータとなっております。

つきましては、そのデータ更新までの期間（6月更新予定）は、読み替えにより対応していただきますようお願いいたします。